

入札説明書

兵庫県立淡路医療センターCITA統合診療支援プラットフォームに係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告日

令和7年12月15日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

CITA統合診療支援プラットフォーム 一式

(2) 調達案件の内容

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 履行場所

洲本市塩屋1-1-137 県立淡路医療センター

3 入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。

4 入札参加の申込み

(1) 参加申込の期間

令和7年12月15日（月）から同年12月25日（木）まで（土・日曜日、祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 申込場所

〒656-0021 洲本市塩屋1-1-137

県立淡路医療センター 総務部経理課

電話(0799)22-1200 内線221 FAX(0799)24-5704

(3) 提出書類

- ア 申込書を作成のうえ上記(2)の申込場所に持参又は郵送により提出すること。（郵送の場合は、令和7年12月25日(木)午後5時までに必着のこと。）
- イ 前項3(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを入札参加申込書に添付すること。

(4) 入札参加資格の確認

- ア 入札参加資格の確認基準日は、上記(1)の最終日とする。
- イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年1月6日(火)までに申込者に文書「一般競争入札参加資格確認通知書」で通知する。
については、送付先として有効な電子メールアドレスを申込時に担当者へ知らせること。

(5) その他

- ア 申込書、関係書類の作成及び提出にかかる費用は、申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申込書及び関係書類は返却しない。
- エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意）を提出すること。
 - ア 受付期間
上記4(1)と同じ
 - イ 受付場所
上記4(2)と同じ
- (2) 入札者は入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 - ア 期間
令和8年1月7日(水)から同年1月15日(木)
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - イ 場所 前記4(2)と同じ。

6 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

上記4(1)と同じ

8 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年1月16日(金) 午後3時

- (2) 場所 兵庫県洲本市塩屋1-1-137
　　県立淡路医療センター 2階 小会議室
- (3) 上記4(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを入札書と併せて提出すること。

9 入札書の提出方法

入札書は、上記8の日時及び場所へ直接提出すること。ただし、郵送（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、入札書を封筒に入れて密封の上、封皮にそれぞれ「初度入札」「再度入札」の区別を記入し、令和8年1月15日（木）午後5時までに上記4(2)の場所に必着すること。

10 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表記すること。
- (2) 入札書は当所所定の別紙様式により、次の点に留意して記載すること。
- ア 件名は、「CITA統合診療支援プラットフォーム」とする。
 - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
 - ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は県に届出のものとする。ただし、住所、氏名、電話番号および電子メールの記載と併せて、顔写真付き公的書類の提示により押印を省略することができる。
 - エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。なお、この場合にあっては、入札開始前に委任状（様式別紙）を入札執行者に提出すること。
 - オ 外国業者にあって押印が必要のあるものについては、署名をもって代えることができる。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (5) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (6) 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえ入札すること。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
- 契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額とする。又は、保険会社との間に県を契約担当者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入

札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

提出期限は、令和8年1月14日（水）の正午まで。

契約期間は、契約締結予定日（1月16日）までであること。

被保険者は、「兵庫県立淡路医療センター 院長 鈴木 康之」とする。

ただし、病院局会計規程(平成14年病院局管理規定第17号)第78条第1項第3号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて契約締結日までに提出すること。被保険者は、契約相手となる県立病院の院長とする。

ただし、病院局会計規程(平成14年病院局管理規定第17号)第95条第1項第3号に該当する場合においては、契約保証金の全部または一部を免除することがある。

12 開札

開札は、入札執行後直ちに入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

13 無効とする入札

上記3の一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等上記3に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 上記2を施工できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。
- (3) 再度の入札をしても落札者がないとき又は落札者と契約を結ばないときは、随意契約による。

15 入札に関する条件

入札参加者は、本公告で示す入札に関する条件を十分承知のうえ入札すること。

16 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行をおこなうことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

17 契約書の作成

- (1) 落札者は、業務担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に業務担当者に提出しなければならない。ただし、この期間は、業務担当者の承諾を得て延長されることがある。
- (2) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

18 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

19 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

20 入札事務担当課

〒656-0021 洲本市塩屋1-1-137
県立淡路医療センター 総務部経理課
電話(0799)22-1200 内線221 FAX(0799)24-5704